

中華人民共和国 工場近代化計画事前調査 報告書

(第5～7回 事前調査を中心として)

昭和60年3月

国際協力事業団

工 計 鑑

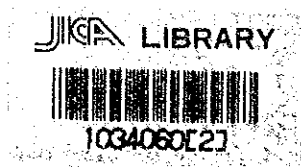
S.C

85 - 74

LIBRARY

中華人民共和国
工場近代化計画事前調査
報告書

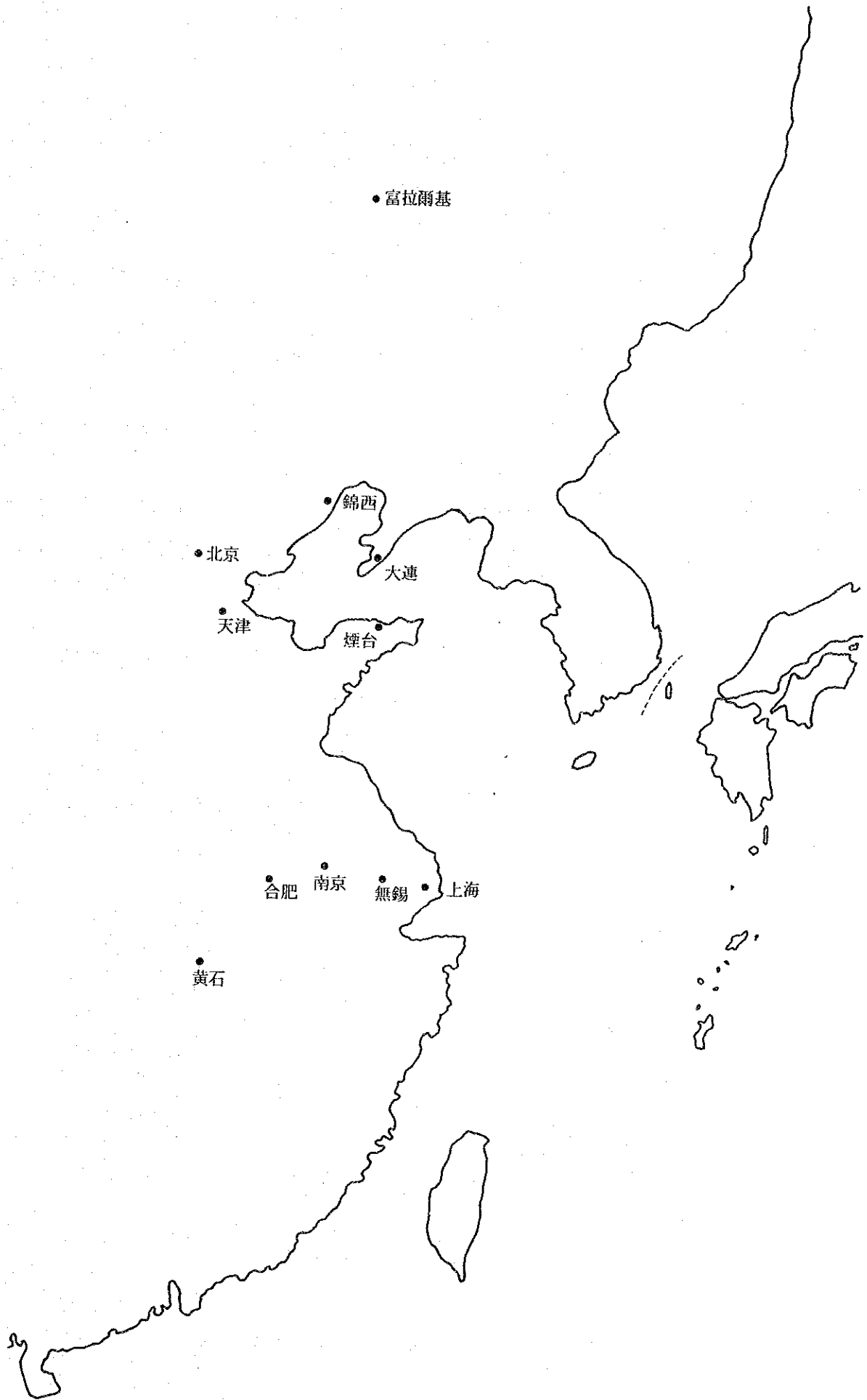
(第5～7回 事前調査を中心として)



昭和60年3月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 5. 30	105
	60
登録No. 11495	MPI



• 富拉爾基

• 錦西

• 北京

• 大連

• 天津

• 煙台

• 合肥

• 南京

• 無錫

• 上海

• 黃石

目 次

I 工場近代化計画調査実施の背景・経緯	1
II 第5回事前調査	2
III 第6回事前調査	4
IV 第7回事前調査	6
V 中華人民共和国工場近代化計画調査実施細則(昭和58年度案件)	9
VI 工場近代化計画調査の実施方法に係る関係機関との協議経緯(昭和58年度)	49
VII 工場近代化計画調査実績(JICAベース)	55
VIII 中国工場近代化計画調査の手引(未定稿)	95

I 工場近代化計画調査実施の背景・経緯

1. 背景

中国は文化大革命終了後 1970 年代後半に基本経済政策を重工業中心の大規模なものとしたため政府の各種支出はそれに伴って増大し、その結果大幅な財政赤字と物価上昇に悩むこととなった。このため政府は経済発展の方向を見直す必要にせまられ 1979 年 6 月の第 5 期全国人民代表大会第二回大会においてその後の国民経済を「調整、改革、整頓、向上」の八文字方針の基に運営することを発表し、経済調整を進め 1981 年には、財政赤字、インフレ昇進の抑制を目標に調整政策の強化、いわゆる基本建設投資の縮小、均衡財政の実現が目指された。

こうした経済事情の下、中国政府は多額の投資を必要とせず且つ経済効果の高い既存工場の潜在力の掘りおこしが第 6 次 5 カ年計画及び 10 カ年計画の一つの柱となっている。1982 年 9 月中国共産党第 12 回全国大会が開催され、胡耀邦総書記は西暦 2000 年までに工農業生産総額を 1980 年のレベルの 4 倍にするという目標を提示した。

2. 工場近代化計画調査実施に至る経緯

上記 1. のような経済状況を背景として、1980 年秋日中経済協会から派遣された調査団（土光団長）が訪中の際、工業関係既存工場の近代化に係る専門家派遣の要請が表明され、1981 年 5 月、中国国家経済委員会とわが国通産省との間で行われた日中高級事務レベル会議において再度本件についての要請があり、JICA ベース及び日中経済協会ベースによる協力を行う用意のある旨意図表明がなされた。この会議結果を受け、中国国家経済委員会は同年 9 月科学技術委員会を通じ電気・電子及びプラスチック分野に対する工場近代化計画調査の協力を正式に要請越し、11 月 JICA は古川敏計部長を団長とする「工場近代化計画事前調査団」を派遣し 4 工場について調査を実施することで合意、第 1 回の協力を開始することとなった。

1985 年 3 月末までの実績として、合計 10 回にわたる事前調査団を派遣し、28 工場の近代化調査を実施し、内 18 工場については最終報告書の提出を完了した。

Ⅱ 第 5 回 事 前 調 査

I 調 査 日 程

昭和58年12月14日から12月23日まで

Ⅱ 調 査 団 員

和 田 文 雄	(団 長)	国際協力事業団鉱工業計画調査部長
辻 洋 典	(化学製品行政)	通商産業省化学製品課
川 崎 勲	(ボールペンインキ)	(株) トンボ鉛筆
柳 谷 哲 朗	(整 流 器)	(社) 日本電子工業振興協会
大 野 明	(化学調味料)	(財) 醜酵工業協会
喜多村 裕 介	(業 務 調 整)	国際協力事業団工業調査課

Ⅲ 事 前 調 査 の 目 的

事前調査の目的は、昭和58年度に正式要請のあった下記3工場の工場近代化調査を行うための実施細則について協議し、当該工場の概略調査を行うことである。

対象工場 ボールペンインキ：上海墨水廠
 整 流 器：上海整流器総廠
 化学調味料：合肥味精廠

Ⅳ 調 査 の 内 容 及 び 交 渉 経 緯

1. ボールペンインキについて

- (1) 上海墨水廠では染料作成工程も含め行っており日本側の協力可能な工程は油溶性の染料・溶剤・樹脂受入以降であるので、この旨の説明を行い先方の了解が得られたので生産工程調査を(i)原料(油溶性染料・溶剤・樹脂)受入、(ii)原料配合、(iii)ろ過、(iv)ろ過、(v)調整、(vi)検査、(vii)出荷とした他は原案通りの案にて合意した。
- (2) ボールペンインキについては、技術的にも難しい黒色を主として調査することとしたが、中国側は赤色・緑色についても調査することを強く希望したので、本格調査団の滞在中にこれらの色が生産されている場合には診断を行う旨を協議議事録にまとめた。

2. 整流器について

- (1) 「半導体素材」の生産工程いわゆるウェーハ生産工程についての診断要請はなかった。
- (2) 整流器装置については交流インバーター(サイリスタ方式)を診断対象とするよう要望があった。交流インバーターについては事前に協力可能であるか否かの検討がなかった製

品であったので、整流器装置も含め持ち帰り検討することとし、この旨を協議議事録にまとめた。

なお中国側は、この交流インバーターにGTO・GTrを使用したインバーターについても検討の対象として欲しいと強い要望があり、これについてもこの要望があった旨を協議議事録に残した。

- (3) 制御整流素子についても、事前の対処方針に従い、調査団は即答できる立場にないと回答し、制御整流素子についても持ち帰り検討する旨を協議議事録に残した。

3. 化学調味料について

中国側の要望する近代化計画は、(i)10%の醗酵酸生産能力を有する新菌種の導入、(ii)グルタミン酸を年産1,200tとすることにある。しかしながら新菌種の導行を行い、年産1,200tを実現することは大巾な生産工程の変更を伴うこと、又その工程の変更は、どのメーカーの菌を使うかによっても異なるものである。このことは現行の生産工程を診断し、既存設備の利用に重点をおいた近代化計画を策定するJICAベースの調査の基本原則に反するものであること、又新菌種の提案及びそれに必要な生産工程の提案が技術導入先のメーカーを特定することとなり、こうした調査はJICAベースの調査には適当ではないとの判断を中国側に説明したところ先方はこれを了解した。

4. 今後の工場近代化調査について

- (1) 中国側は、JICAベースの調査において、新技術の導入、新品種、新製品の開発あるいは、試作段階における製品の開発への技術指導等についても協力して欲しい旨の要望があった。これに対し事前調査団は、これらの内容は民間企業との商談によって行われる内容のものであり、JICAベースの調査によって行うことは適当ではないと説明したが、中国側の十分な理解が得られず、日中双方の意見を併記する形で協議議事録に取りまとめた。
- (2) 又、今回の事前調査によって本格調査を実施する工場が1工場のみとなったため、最低でも8工場は実施して欲しいとする中国側は、仮りに58年度案件として、8工場の取上げが困難な場合には、その残りを59年度に上乘せして欲しい旨、又、そうした繰り延べが不可能な場合でも、59年度のJICAベース分については8工場以上の取り上げを要望したが、事前調査団はこれに答える立場にない旨を説明した。

Ⅲ 第 6 回 事 前 調 査

I 調 査 日 程

昭和59年3月14日から3月22日まで

II 調 査 団 員

和 田 文 雄	(団 長)	国際協力事業団鉱工業計画調査部長
中 野 明	(地 域 行 政)	通商産業省通商政策局北アジア課
喜多村 裕 介	(業 務 調 整)	国際協力事業団工業調査課
渡 辺 保 彦	(サインペン)	ユニコ・インターナショナル(株) 囑託
瀬 尾 利 雄	(計 器)	三菱油化エンジニアリング(株) 囑託

III 事 前 調 査

事前調査の目的は、昭和58年度分 JICA ベースとして正式要請のあった安徽省合肥市における合肥金筆総廠(サインペン)・合肥儀表総廠(計器)並びに前回の事前調査の際実施細則の署名に至らずペンディング案件として残っている、上海整流器総廠(シリコン整流器装置及び交流インバーター(サイリスタ方式)の工場近代化調査を行うための実施細則について協議するとともに、合肥金筆及び儀表総廠の概要調査を行うことである。

IV 主 な 面 談 者

徐 紀	国家経済委員会外事局 局長
陸 江	" 技術改造局 副局長
聞 凡	" 外 事 局 副局長
薛 光 中	" 企業診断室 副主任
楊 景 標	安徽省経済委員会技術改造処 工程師
張 安 全	合肥金筆総廠
王 兆 又	合肥儀表総廠
他	

V 調 査 の 内 容 及 び 交 渉 経 緯

1. 整流器・計器(流量計)について

整流器については、原案通り「シリコン整流器装置及び交流インバーター(サイリスタ方式)」を調査対象製品とし、GTO・GTrを使用したインバーターは対象外とすることで了解が得られた。計器(流量計)については、対象製品を「オーバル流量計(ステンレス)及び

蒸気流量計」とすることで合意した。又生産工程調査は、鑄造工程を除くことで了解が得られた。

2. サインペンについて

サインペンについての、中国側の要望は、対象製品が日本においてはいわゆる「筆ペン」と呼ばれているもので、現在生産の行われているポリウレタンを発泡させて製造するペン先に加え、現在生産されていない「合成繊維ペン先」についても協力を希望するものである。

前者については協力の可能性はあると判断されたが、中国側は、後者の合成繊維ペン先に対する協力が JICA ベースになじむものではないと理解しつつも、こちらをより重要視しているため、非公式な形ででも、新製品開発への助言・アドバイスを期待しておりこの可能性についての検討を強く要望した。調査団としては、こうした形での協力をする企業があるかどうか判断できないためサインペンについては協議の内容を議事録にまとめ持ち帰ることとした。

3. 工場近代化調査の進め方について

1) JICA ベースの58年度分の調査対象工場数について

追加要請の残り3工場分について協力が可能な場合には、58年度分として、今回は例外的に繰越す旨を説明したところ、先方は日本側の努力を高く評価した。又上海整流器工場のカウント方式について日本側の2工場というカウントに対し2件1工場とカウントした。

2) 59年度の要請案件について

JICA ベースで取り上げる工場数は、調査団の8工場を目標とするとの説明に対し最低でも8工場を取り上げて欲しいと重ねて要望した。

要請書提出の前倒しについては努力する旨の回答があった。

3) 要請の提出方法について

中国側はこれまでの JICA ベース及び日中経協ベースの工場近代化調査の実績からみて、JICA と日中経協の性格の相異から各々ふさわしい分野が異なると理解できたので、59年度要請に当っては、JICA ベースと日中経協ベースを分けて出すように検討している。ついでには日本側においても関係機関において協議して欲しい旨の要望が出されたので、対処方針に従い持ち帰り検討する旨を回答した。

又、調査団側より分けて要請書を出す場合には、歩留りを考えて2倍ぐらい多目に要請書を出して欲しいと要望したところ、中国側は要請しても協力が受けられない工場が多くなることは、地方における準備がすべてダメになるので中国側として問題が残る。2倍・3倍は出せないが、多少多目には出すので、協力の受けられる確率はなるべく高くして欲しいとの要望があった。

Ⅳ 第 7 回 事 前 調 査

Ⅰ 調 査 期 間

昭和59年6月28日から7月7日

Ⅱ 調 査 団 員

(金型班)	後 藤 教 基	(団 長)	国際協力事業団鋳工業計画調査部次長
	細 井 馨	(金型生産管理)	昭和テクノシステム囑託
	横 山 朗	(金型工程管理)	”
	喜多村 裕 介	(業務調整)	国際協力事業団工業調査課
(特許班)	梅 田 勝	(特許行政)	特許庁 審査第4部長
	張 谷 雅 人	(特許情報システム)	特許庁 特許審査官
	吉 田 良 晴	(業務調整)	国際協力事業団鋳工業計画課
(省エネ班)	長 岡 貞 男	(技術協力行政)	通商産業省技術協力課
	田 中 隆 則	(省エネルギー行政)	資源エネルギー庁省エネルギー対策課

Ⅲ 調 査 の 目 的

- (金 型) 昭和58年度の JICA ベース分として要請のあった北京塑料模具廠及び無錫模具廠に対する工場近代化計画調査の本格調査を実施するための実施細則について協議を行うとともに、調査対象工場の概要調査を行うことである。
- (特 許) 特許情報システムについての先方の要望内容を確認するとともに中国専利制度の下における円滑な事務処理の遂行及び効率的な審査を進めるためにはどのようなシステムが効果的であるかを把握するための調査を行う。
- (省エネ) 省エネルギーについての先方の要望内容を確認するとともに大連市におけるエネルギー多消費型工場を視察し、この地区の省エネルギー対策の実情把握を行う。
- (特許・省エネについては昭和59年5月の国家経済委員会とMITIの間の高級事務レベル会議で要請された案件で、今回は予備調査)

Ⅳ 主 な 面 談 者

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1) 趙 維 臣 | 国家経済委員会 | 副主任 |
| 2) 黄 坤 益 | ” | 専利局局长 |
| 3) 陸 江 | ” | 技術改造局副局長 |
| 4) 周 培 年 | ” | 能源局副局長 |
| 5) 聞 凡 | ” | 外事局アジア处处长 |

- 6) 薛 光 中 国家経済委員会 企業診断弁公室主任
7) 段 瑞 春 国家科学技術委員会 処長
他

V 協議内容(金型についてのみ)

実施細則について

調査対象製品についても北京塑料模具廠は押出用金型を、又無錫模具廠はダイキャストとゴム製品用金型を加えるよう要望があったが、これらを加えると再度協力メーカーがあるかどうか検討する必要があること、又本格調査全体が遅くなること等の理由により当初我が方案通りのプラスチック射出成形用金型とすることとしたい旨説明したところ先方の了解が得られ、原案通りの内容にて7月6日署名を行った。

V 中華人民共和國工場近代化計畫調查實施細則

(昭和58年度案件)

中華人民共和国工場近代化計画調査実施細則

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国 国家経済委員会

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団
中華人民共和国国家経済委員会

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1983年12月23日

日 本 国
国際協力事業団
調査団長
和田文雄

中華人民共和国
国家経済委員会
技術改造局副局長
陸 江

和田文雄

陸 江

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき工場（ボールペンインキ）

近代化計画調査の実施を決定し、1983年12月22日日本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

国家経済委員会は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1983年12月22日日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書5及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国国家経済委員会は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当って両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、下記(3)の上海市における上海墨水廠に対し工場診断を実施し、その結果に基づき、既存設備の利用に重点をおいた生産管理と製造技術に関する現実的かつ実現可能性の高い近代化計画を策定するものである。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

(3) 調査対象工場及び対象製品は次のとおりとする。

上海墨水廠 ボールペンインキ

2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における国内調査より構成される。

(1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

① 工場の概要調査

- (i) 建物、敷地
- (ii) 製品及び生産(プロセス、品質、生産性、発注先等)
- (iii) 製造設備
- (iv) 組織及び人員
- (v) 原材料
- (vi) 販売
- (vii) 生産計画及び生産実績

② 生産工程調査

- (i) 原料(油溶性染料・溶剤・樹脂)受入
- (ii) 原料配合
- (iii) 溶解
- (iv) 濾過
- (v) 調整
- (vi) 検査
- (vii) 出荷

③ 生産管理調査

- (i) 調達管理
- (ii) 在庫管理
- (iii) 工程管理
- (iv) 品質管理
- (v) 製造・検査設備管理
- (vi) 教育・訓練

(2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目により構成される工場近代化計画をとりまとめる。

- ① 計画の内容
- ② 実施スケジュール
- ③ 近代化に要する経費
- ④ 近代化計画実施上の留意点

3. 調査期間及び工程

(1) 調査の期間は別表1のとおり、1984年3月から1984年10月まで

のおおむね 8ヶ月間とする。

(2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。

① 現地調査を 1984 年 3 月中旬までに終了する。

② 1984 年 8 月初旬を目途に当工場に係る工場近代化計画を最終的に取りまとめる。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本文による報告書を国家経済委員会に提出する。

(1) 最終報告書 (案) (10 部)

当工場の診断結果及び近代化計画の提案を内容とするもので、1984 年 8 月に提出する。

(2) 最終報告書 (30 部)

最終報告書 (案) に対する国家経済委員会及び当工場の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

(1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担

(2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舎のあつせん(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供)

(3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供

(4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇等の手配(但し通常の方法で借上げが困難な車輛及び舟艇等については運転手等を含め無償提供)

(5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担

(6) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施

(7) 調査のために必要な資料及び情報の提供

(8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可

- (9) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部の負担
- (14) 調査対象工場における調査協力体制の整備

① 当工場に工場長クラスをヘッドとした「工場近代化委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。

② 当工場の「近代化委員会」は、調査団の訪中までに自工場について前記2の工場の概要調査についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

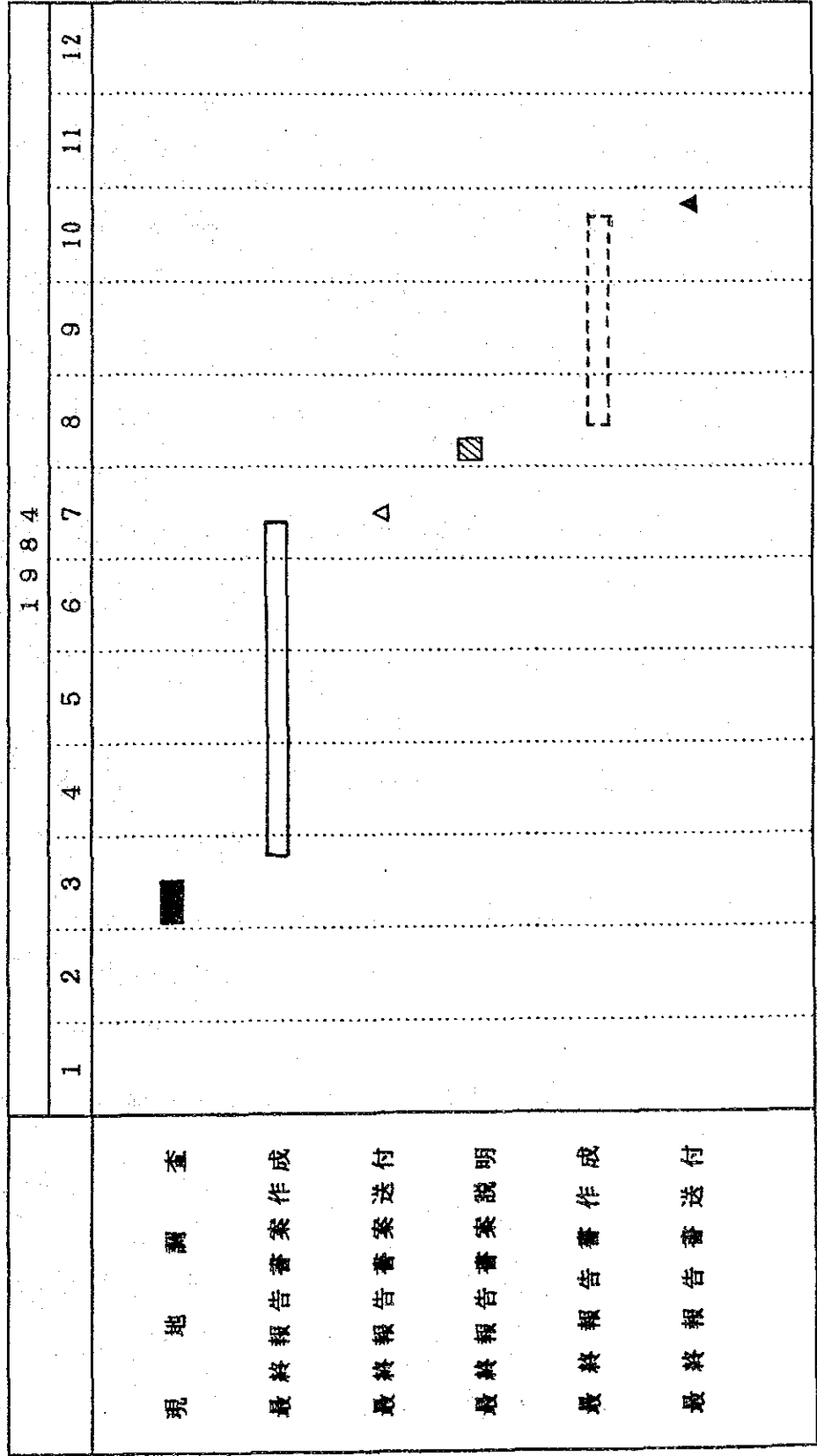
日本側は調査に当って以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担（上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く）
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本からの中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

調査期間及び工程(予定)



協 議 事 録

中華人民共和国国家経済委員会の招請に応じ、日本国国際協力事業団鉱工業計画調査部長 和田文雄を団長とする国際協力事業団派遣の事前調査団は、1983年12月14日から12月23日まで中国を訪問し、上海市における上海墨水廠及び上海整流器総廠、合肥市における合肥味精廠に対する工場近代化計画調査の実施について、中華人民共和国国家経済委員会技術改造局副局長 陸江を協議当事者として、その他、中国側の関係者の出席を得て、友好的かつ真摯な一連の協議を行なった。

意見交換の結果は以下のとおり。

1. 上海墨水廠における診断調査は、黒色のボールペンインキを主とすることに双方合意した。それと同時に中国側は、赤色・緑色のボールペンインキをも調査診断することを要望した。日本側は、本格調査の滞在中に、赤色・緑色の両種類のボールペンインキを生産しているならば、診断を行なう用意があると述べた。
2. 合肥味精廠の工場診断について、中国側は本工場の改造の目標は技術導入を行ない、発酵率を高め経済効率を向上させることにあり、上述の目標について技術改善案及び経営管理の改善案についての提案を日本側に要望した。

これに対し、日本側は、当初想定した協力分野については、事前調査の結果、当該工場の技術レベルが高く、日本からの協力の必要はないものと判断した。

また、中国側の要望する新菌種の導入及びプロセスは、民間企業との商談により解決されるべき内容のものであり、国際協力専門団の調査による工場診断には適当でないので、^{（本側は）}本格調査の対象とはしないこととした。

3. 中国側は、上海整流器総廠における調査対象製品並びに生産工程調査を下記のとおりとすることを要望した。

製品：シリコン整流器装置及び交流インバータ（サイリス方式）

工程：(1) 部品受入

(2) 部品保管

(3) 組立

(4) 検査

(5) 包装

(6) 保管

(7) 出荷

製品：制御整流素子

工程 (1) ウェーハ-の受入

(2) 洗浄

(3) P型拡散

(4) 酸化

- (5) 露 光
- (6) N型拡散
- (7) 洗 淨
- (8) 合金焼結
- (9) 蒸 着
- (10) アルミエッチング
- (11) ペーリング
- (12) シリコンエッチング
- (13) コーティング
- (14) 中間検査
- (15) シーリング
- (16) 高温放置
- (17) 放熱装置組込
- (18) 出荷検査

中国側は、さらに、GTO・GTrを使用したインバーターについても、調査診断の対象とすることを要望した。

これに対し、日本側はこれらの分野は先端技術に係る分野でもあり、即答できる立場にないので、中国側の要望内容を日本政府に伝え、検討した上でできるだけ早い機会に協力の可否について回答する旨を答えた。

4. 双方は工場診断を実施する上での基本的な問題について意見を交換した。

中国側は重ねて既存企業に対する診断の目的は生産技術改造であり、さらに新技術の導入を通じ、製品品質を向上させ、新品種を生産し、製品の高級化、世代の交替及びエネルギーと原材料の節約を実現することであると述べた。

これに対し、日本側は、国際協力事業団の工場診断調査は、既存設備において生産されている製品についての生産管理、品質管理、工程管理を中心とすると述べた。

今後の協力問題について、国家経済委員会と国際協力事業団は、さらに協議を行なうことを双方表明した。

この協議議事録は、下記の二者の署名により確認されるものとする。

1983年12月23日

日本国
国際協力事業団
調査団長

和田文雄

和田文雄

中華人民共和国
国家経済委員会
技術改造局副局長

陸江

陸江

中華人民共和國工場近代化計画調査実施細則

日本国 国際協力事業団

中華人民共和國 国家經濟委員會

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日本国際協力事業団

中華人民共和國国家経済委員会

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

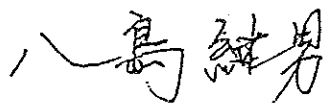
1984年2月23日

日 本 国

国際協力事業団

北京事務所長

八 島 継 男



中華人民共和國

国家経済委員会

技術改造局副局長

陸 江



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき工場（整流器工場）近代化計画調査の実施を決定し、1984年2月23日日本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

国家経済委員会は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1984年2月20日日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書5及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国国家経済委員会は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当って両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、下記(3)の上海市における上海整流器総廠に対し工場診断を実施し、その結果に基づき、既存設備の利用に重点をおいた生産管理と製造技術に関する現実的かつ実現可能性の高い近代化計画を策定するものである。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

(3) 調査対象工場及び対象製品は次のとおりとする。

上海整流器総廠 制御整流素子

2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における国内調査より構成される。

(1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

① 工場の概要調査

(i) 建物、敷地

(ii) 製品及び生産(プロセス、品質、生産性、発注先等)

- (iii) 製 造 設 備
- (iv) 組 織 及 び 人 員
- (v) 原 材 料
- (vi) 販 売
- (vii) 生 産 計 画 及 び 生 産 実 績

㊦ 生 産 工 程 調 査

- (i) ウエーハ-の受入
- (ii) 洗 浄
- (iii) P 型 拡 散
- (iv) 酸 化
- (v) 露 光
- (vi) N 型 拡 散
- (vii) 洗 浄
- (viii) 合 金 焼 結
- (ix) 蒸 着
- (x) アルミエツチング
- (xi) ヘベリング
- (xii) シリコンエツチング
- (xiii) コーティング
- (xiv) 中 間 検 査
- (xv) シーリング
- (xvi) 高 温 放 置
- (xvii) 放 熱 装 置 組 込
- (xviii) 出 荷 検 査

㊧ 生 産 管 理 調 査

- (i) 設 計 管 理
- (ii) 調 達 管 理
- (iii) 在 庫 管 理
- (iv) 工 程 管 理

(v) 品質管理

(vi) 製造・検査設備管理

(vii) 教育・訓練

(2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目により構成される工場近代化計画をとりまとめる。

① 計画の内容

② 実施スケジュール

③ 近代化に要する経費

④ 近代化計画実施上の留意点

3. 調査期間及び工程

(1) 調査の期間は別表1のとおり、1984年3月から1984年12月までのおおむね10ヶ月間とする。

(2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。

① 現地調査を1984年3月下旬までに終了する。

② 1984年9月初旬を目途に各工場に係る工場近代化計画案を取りまとめる。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本文による報告書を国家経済委員会に提出する。

(1) 最終報告書(案) (10部)

各工場の診断結果及び近代化計画の提案を内容とするもので、1984年9月に提出する。

(2) 最終報告書(30部)

最終報告書(案)に対する国家経済委員会及び各工場の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

(1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担

- (2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舍のあつせん(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舍の無償提供)
- (3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車賃及び船賃等の手配(但し通常の方法で借上げが困難な車賃及び船賃等については運転手等を含め無償提供)
- (5) 現地調査のために必要な中国国内電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (6) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中、調査団員に病氣、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部の負担
- (14) 調査対象工場における調査協力体制の整備
 - ① 当工場に工場長クラスをヘッドとした「工場近代化委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。
 - ② 当工場の「近代化委員会」は、調査団の訪中までに自工場について前記2の工場の概要調査についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

日本側は調査に当って以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担(上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く)
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本からの中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

調査期間及工事工程(予定)

		1984											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現地調査				■									
最終報告書案作成													
最終報告書案送付										△			
最終報告書案説明										■			
最終報告書作成													
最終報告書送付												□	▲

中華人民共和國工場近代化計画調査実施細則

日本国 国際協力事業団

中華人民共和國 国家經濟委員會

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団
中華人民共和国国家経済委員会

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1984年3月21日

日 本 国
国 際 協 力 事 業 団
調 査 団 長
和 田 文 雄

中 華 人 民 共 和 国
国 家 経 済 委 員 会
技 術 改 造 局 副 局 長
陸 江

和田文雄

陆江

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき工場（整流器 流量計）近代化計画調査の実施を決定し、1984年3月20日日本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

国家経済委員会は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1984年3月21日日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国国家経済委員会は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、下記(3)の上海市における上海整流器総廠、合肥儀表総廠及び合肥金筆総廠に対し工場診断を実施し、その結果に基づき、既存設備の利用に重点をおいた生産管理と製造技術に関する現実的かつ実現可能性の高い近代化計画を策定するものである。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

(3) 調査対象工場及び対象製品は次のとおりとする。

(A) 上海整流器総廠 シリコン整流器装置及び交流インバーター
(サイリスタ方式)

(B) 合肥儀表総廠 オーバル流量計(ステンレス)及び蒸気流量計

2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における国内調査より構成される。

(1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

(A) 上海整流器総廠

① 工場の概要調査

- (i) 建物、敷地
- (ii) 製品及び生産(不良率、生産性、納期、自動化率、内製率、発注先等)
- (iii) 製造設備
- (iv) 組織及び人員
- (v) 材料、部品
- (vi) 販売
- (vii) 生産計画及び生産実績

② 生産工程調査

- (i) 部品受入
- (ii) 部品保管
- (iii) 組立
- (iv) 検査
- (v) 包装
- (vi) 保管
- (vii) 出荷

③ 生産管理調査

- (i) 設計管理
- (ii) 調達管理
- (iii) 在庫管理
- (iv) 工程管理
- (v) 品質管理
- (vi) 製造・検査設備管理
- (vii) 教育・訓練

(B) 合肥儀表総廠

① 工場の概要調査

- (i) 建物、敷地

- (ii) 製品及び生産(不良率、生産性、納期、自動化率、内製率、発注先等)
- (iii) 製造設備
- (iv) 組織及び人員
- (v) 材料、部品
- (vi) 販 売
- (vii) 生産計画及び生産実績

② 生産工程調査 (鑄造工程を除く)

- (i) 素材受入検査
- (ii) 部品加工
- (iii) 中間検査
- (iv) 組 立
- (v) 検 査
- (vi) 出 荷

③ 生産管理調査

- (i) 設計管理
- (ii) 調達管理
- (iii) 在庫管理
- (iv) 工程管理
- (v) 品質管理
- (vi) 製造・検査設備管理
- (vii) 教育・訓練

(2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目により構成される工場近代化計画をとりまとめる。

- ① 計画の内容
- ② 実施スケジュール
- ③ 近代化に要する経費
- ④ 近代化計画実施上の留意点

3. 調査期間及び工程

(1) 調査の期間は別表1のとおり、1984年6月から1985年2月までのおおむね9ヶ月間とする。

(2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。

① 現地調査を1984年7月初旬までに終了する。

② 1984年11月中旬を目途に各工場に係る工場近代化計画(案)を取りまとめる。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本語による報告書を国家経済委員会に提出する。

(1) 最終報告書(案) (10部)

各工場の診断結果及び近代化計画の提案を内容とするもので、1984年10月下旬に提出する。

(2) 最終報告書(30部)

最終報告書(案)に対する国家経済委員会及び各工場の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

(1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担

(2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舎のあつせん(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供)

(3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供

(4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇等の手配(但し通常の方法で借上げが困難な車輛及び舟艇等については運転手等を含め無償提供)

(5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担

(6) 現地調査に必要な諸許可の手續きの実施

(7) 調査のために必要な資料及び情報の提供

(8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可

(9) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配

- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部の負担
- (14) 調査対象工場における調査協力体制の整備

① 各工場に工場長クラスをヘッドとした「工場近代化委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。

② 各工場の「近代化委員会」は、調査団の訪中までに自工場について前記2の工場の概要調査についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

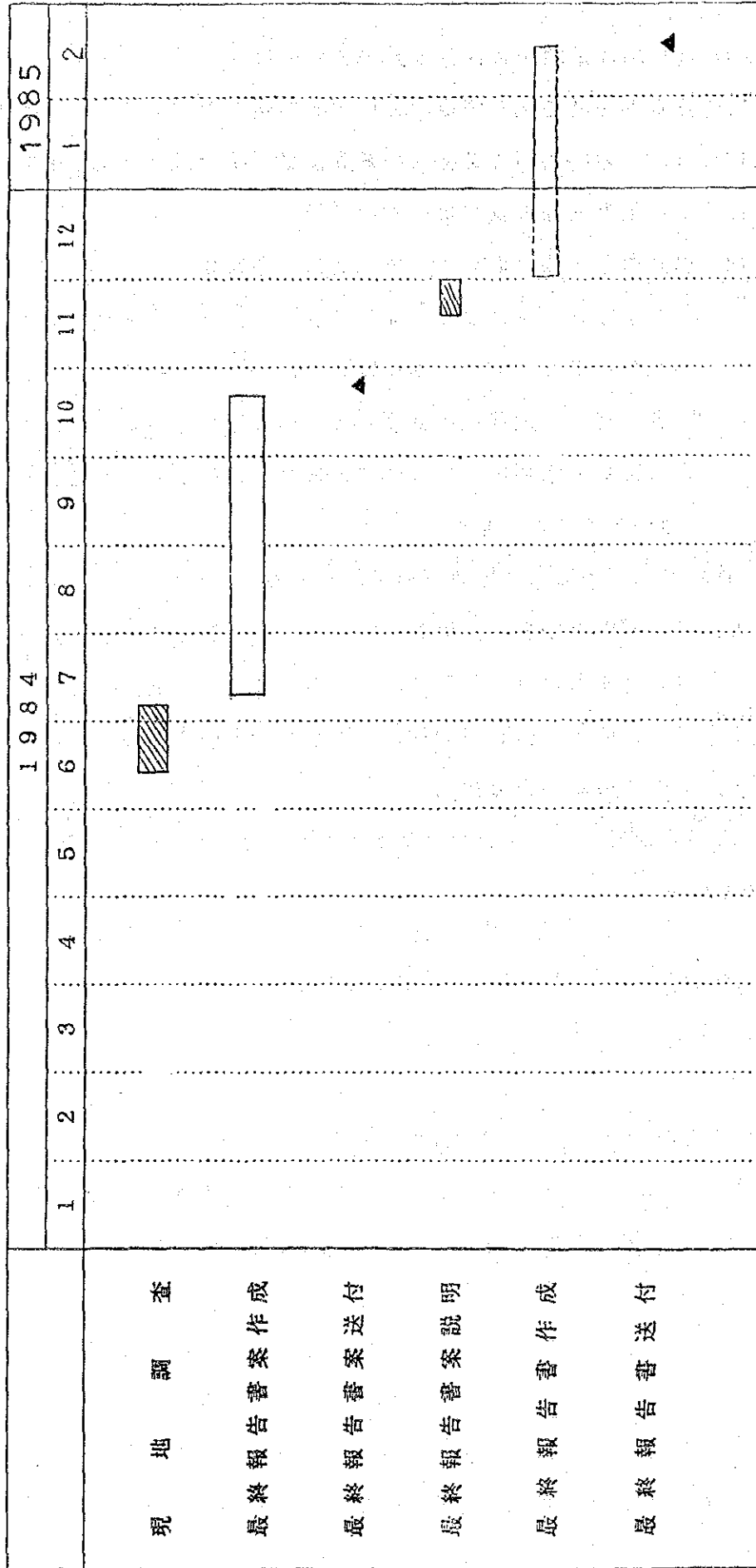
日本側は調査に当って以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担（上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く）
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本からの中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

調査期間及び工程(予定)



協 議 議 事 録

中華人民共和国国家経済委員会の招請に応じ、日本国国際協力事業団鉱工業計画調査部長和田文雄を団長とする国際協力事業団派遣の事前調査団は、1984年3月14日から3月22日まで中国を訪問し、上海市における上海整流器総廠、合肥市における合肥儀表総廠及び合肥金筆総廠に対する工場近代化計画調査の実施について、中華人民共和国国家経済委員会技術改造局副局長陸江を協議当事者として、その他、中国側の関係者の出席を得て、友好的かつ真摯な一連の協議を行なった。

意見交換の結果は、以下のとおり。

1. 上海整流器総廠については、「シリコン整流器装置及び交流インバータ(サイリスタ方式)」、合肥儀表総廠については「オームバル流量計(ステンレス)及び蒸気流量計を対象製品とすることで合意し、実施細則に署名を行なった。
2. 中国側は、合肥金筆総廠における調査対象製品を、発泡プラスチック(ポリウレタン)ペン先、及び合成繊維ペン先とするよう要望を行なった。さらに、今回の診断は、単に発泡プラスチック(ポリウレタン)ペン先の診断を目的とするものではなく、合成繊維ペン先について、JICAベースによる診断対象とすることが困難であるとしても、それについて、将来計画立案を行なってもらいたいので、これについて、日本に持帰り、検討した後改めて合意署名することとしたいと強く要望した。

これに対し事前調査団は、事前調査の結果、中国側の事情並に
要望を理解し、帰国後関係機関と協議し、その結果を次回の
調査団訪中時に回答することを約束した。

この協議議事録は、下記の二者の署名により確認される
ものとする。

1984年3月21日

日本国
国際協力事業団
調査団長

和田文雄
和田文雄

中華人民共和国
国家経済委員会
技術改造局副局長

陸 江
陸 江

中華人民共和国工場近代化計画調査実施細則

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国 国家經濟委員会

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

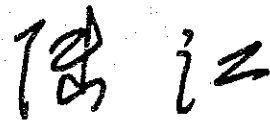
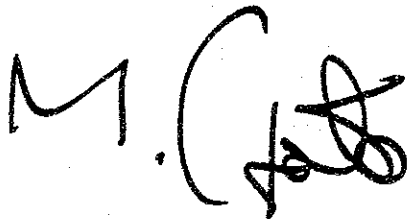
日本国国際協力事業団
中華人民共和国国家経済委員会

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1984年 7月 6日

日 本 国
国 際 協 力 事 業 団
調 査 団 長
後 藤 教 基

中 華 人 民 共 和 国
国 家 経 済 委 員 会
技 術 改 造 局 副 局 長
陸 江



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき工場（金型）近代化計画調査の実施を決定し、1984年7月5日日本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

国家経済委員会は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1984年7月6日、日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国国家経済委員会は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当って両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、下記(3)の北京市における北京塑料模具廠及び無錫市における無錫模具廠に対し工場診断を実施し、その結果に基づき、既存設備の利用に重点をおいた生産管理と製造技術に関する現実的かつ実現可能性の高い近代化計画を策定するものである。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

(3) 調査対象工場及び対象製品は次のとおりとする。

対象工場： 北京塑料模具廠

無錫模具廠

対象製品： プラスチック射出成型用金型

2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における国内調査より構成される。

(1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

① 工場の概要調査

- (i) 建物、敷地
- (ii) 製品及び生産(精度、品質、不良率、生産性、納期、自動化率、内製率、発注先等)
- (iii) 製造設備
- (iv) 組織及び人員
- (v) 鋼材
- (vi) 販売
- (vii) 生産計画及び生産実績

② 生産工程調査

- (i) 仕様決定
- (ii) 設計
- (iii) 鋼材手配
- (iv) 機械加工
- (v) 仕上加工
- (vi) 型組・調整
- (vii) 検査
- (viii) 出荷

③ 生産管理調査

- (i) 設計管理
- (ii) 調達管理
- (iii) 在庫管理
- (iv) 工程管理
- (v) 品質管理
- (vi) 製造・検査設備管理
- (vii) 教育・訓練

(2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目により構成される工場近代化計画をとりまとめる。

① 計画の内容

- ② 実施スケジュール
- ③ 近代化に要する経費
- ④ 近代化計画実施上の留意点

3. 調査期間及び工程

- (1) 調査の期間は別表1のとおり、1984年8月から1985年5月までのおおむね10ヶ月間とする。
- (2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。
 - ① 現地調査を1984年9月下旬までに終了する。
 - ② 1985年5月下旬を目途に工場近代化計画を取りまとめる。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本語による報告書を国家経済委員会に提出する。

(1) 最終報告書(案) (各10部)

各工場の診断結果及び近代化計画の提案を内容とするもので、1985年1月下旬に提出する。

(2) 最終報告書(各30部)

最終報告書(案)に対する国家経済委員会及び各工場の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

(1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担

(2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舎のあつせん(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供)

(3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供

(4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇等の手配(但し通常の方法で借上げが困難な車輛及び船艇等については運転手等を含め無償提供)

(5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負

担

- (6) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部の負担
- (14) 調査対象工場における調査協力体制の整備

① 工場長クラスをヘッドとした「工場近代化委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。

② 「近代化委員会」は、調査団の訪中までに自工場について前記2の工場の概要調査についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

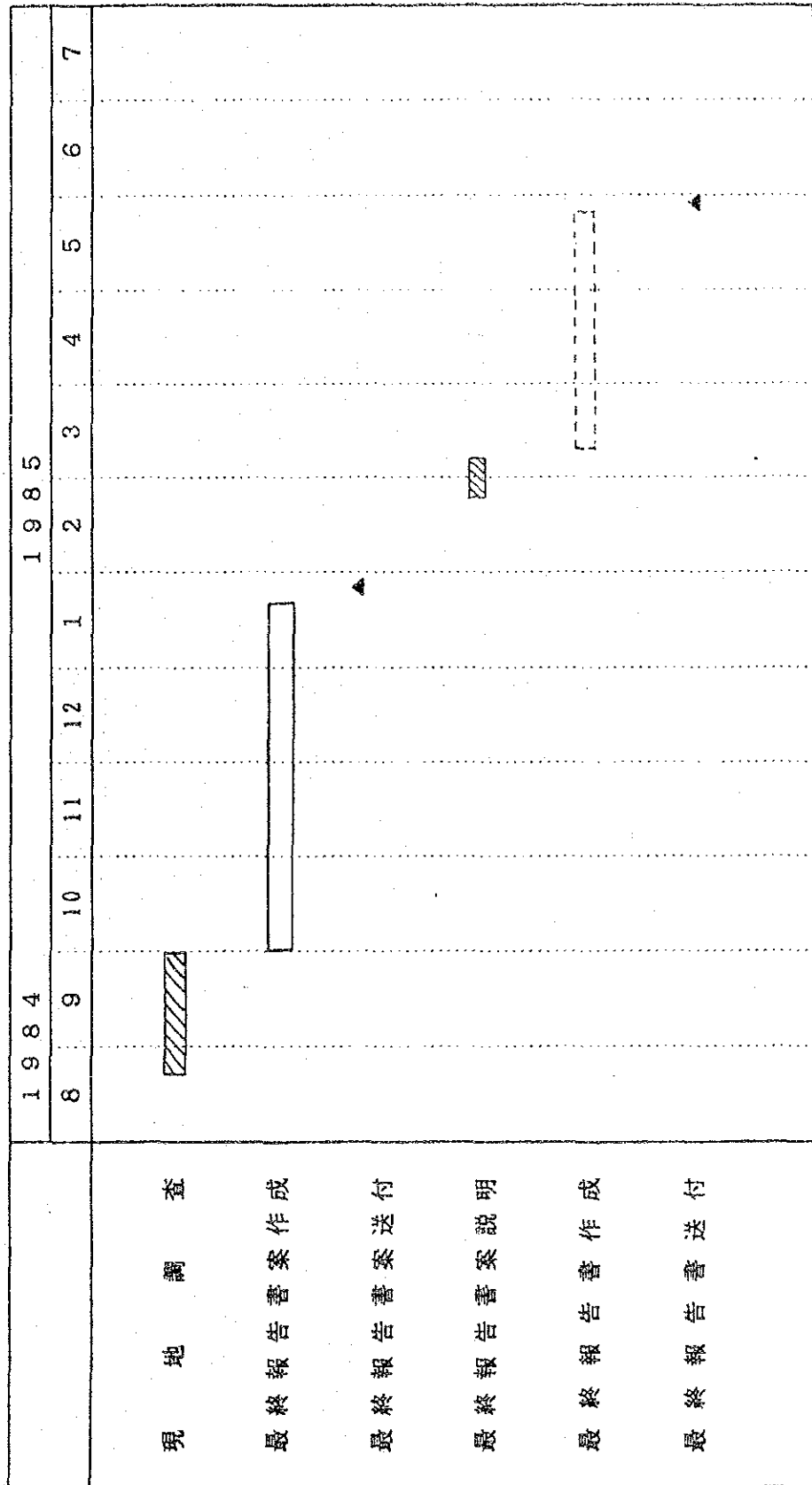
日本側は調査に当って以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担（上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く）
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本からの中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

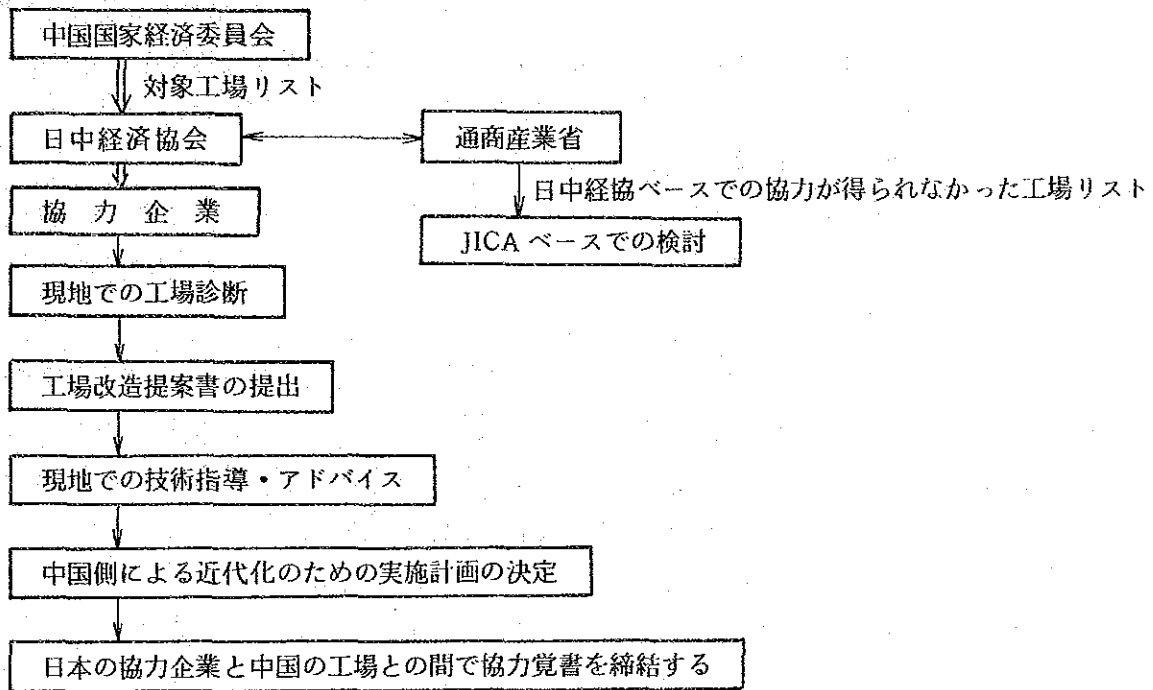
調査期間及び工程(予定)



VI 工場近代化計画調査の実施方法に係る
関係機関との協議経緯(昭和58年度)

1. 工場近代化計画調査の当初の実施手順（56. 57. 年度）

昭和56, 57年度における中国側からの要請は下記チャートの通り（財）日中経済協会に近代化対象工場リストが提示され、まず日中経協におき民間ベースによる実施の可否について検討がなされ、民間ベースにて協力が可能なものについては、日中経協を通じ中国側にその旨を連



絡した上で即ちに実施された。民間ベースによる協力が得られなかったものについては、MITI を通じ、JICA ベースによる調査が可能か否かの打診がなされ、JICA ベースによる調査が可能と判断されるものを中国側に非公式通報し、再度国家経済委員会から国家科学技術委員会を通じて日本国大使館へ正式要請がなされ、JICA ベースによる協力が行われた。

2. 中国側より JICA ベース・日中経協ベースの分離要請について

昭和58年2月21日から3月2日まで派遣した第4回事前調査団と中国側との協議の席上中国側から、それまでに行っていた JICA ベースと日中経協ベースを一緒にして要請していたものを別々にして要請することについて日中双方で検討するよう提案があった。これは JICA ベースの調査が、国家経済委員会の要請（JICA ベースでは要請の打診、正式要請は JICA が実施可能となった後に国家科学技術委員会を通じて要請されたものを言う）から本格調査の開始までに非常に時間がかかっているため、JICA ベースと日中経協ベースを分離することにより、日中経協ベースによる協力の可能性検討した後の残りの案件の中から JICA ベースによる協力の可

能性を検討することにより生じる時間的なロスをなくそうとの観点から提案されたものである。

3. JICA ベース・日中経協ベースの同時打診方式による要請

中国側の提案を受け、関係機関で協議した結果下記理由により、従来通りの JICA ベースと日中経協ベースを一緒に要請することが望ましいとの結論に至った。

- i) 要請打診の段階において、JICA ベースと日中経協ベースを振り分けることにより、案件によっては日中経協ベースによる日本の企業の協力意志がありながら、結果的に協力が不能となる可能性もある。つまりは、JICA ベースで協力可能な工場数が 8 工場であることから、日本全体として協力可能な工場数が減ってしまう可能性があること。
- ii) 一つでも多くの工場を取り上げるにはもともと官民間の調整と連携を必要とするが、協力の可能性について、どうしても JICA ベースのものと、日中経協ベースのものを総合的に検討する必要がある。

しかしながら、JICA ベースの協力をより効果的で円滑に実施するには、情報は外務省日本大使館 JICA に対して前広に伝わることを重要であるとの判断から国家経済委員会から、日中経協に要請（事前打診）を行うと同時に、その内容を JICA 北京事務所にも提出することとし、さらに今後の協力のあり方について引き続き双方で検討することとした。

4. 58年度 JICA 分の追加要請について

JICA ベース・日中経協ベースを合わせ 58 年度要請として 40 工場があったが、この内 34 工場について日中経協ベースで実施することとなった。残り 6 工場の中で JICA ベースとして協力可能な工場を検討した結果、3 工場について協力可能であるとの判断から本格調査を実施するための実施細則について協議するための調査団を派遣することとなった。

JICA ベースの協力による工場数について、年間 8 工場程度とした過去の経緯もあり、中国側からの追加要請があれば JICA ベースとして検討する用意がある中国側に伝えたところ、先方から JICA ベースとして追加の 6 工場の要請が出され、結果としてではあるが、JICA ベースと日中経協ベースが始めて分離要請されたこととなった。

5. JICA ベース・日中経協ベースの分離について

1984 年 3 月 14 日から 3 月 22 日まで派遣された第 6 回事前調査団と国家経済委員会との協議の席上中国側からこれまでの JICA ベース・日中経協ベースの工場近代化調査の手法・内容実績からみて、JICA ベースの調査と日中経協ベースの調査は各々ふさわしい分野が異なると理解できたので、59 年度分の要請に当っては JICA ベースと日中経協ベースの案件を分離し要請を出すこ

ことを中国側として検討しているので日本側においても検討して欲しい旨の要望があった。

日中経協ベースにおける協力企業の選定には、中国側から要請された調査対象工場リストを日中経協が日本企業に提示し、協力の意思のある企業に対調査を依頼するという方法で行っていたが、この方式では中国側の希望する企業に調査を実施してもらえない場合があり、日中双方の企業の希望に沿わないケースが多く生じる結果となり、日中経協ベースの工場診断のあり方が、日中経協においても再検討されていた。

中国側の要望について関係機関で、検討した結果 1984年度分から JICA ベースと日中経協ベースについては分けて要請することとなった。

